No.163 Nov. 2020 Japan Customs Brokers Association



- 2 関税局長との意見交換会
- 5 関税局業務課との意見交換会
- 23 令和2年度第3回理事会の開催
- 24 令和2年度「通関業の日」記念式典
- **26** 通関業会だより
- *30* いいこときかくコーナー
- 36 経済産業省からのお知らせ
- 38 各通関業会業務報告

関税局長との意見交換会

(一社)日本通関業連合会は、9月11日(木)にホテルグランドアーク半蔵門において、連合会役員と 関税局長との意見交換会を開催しました。

意見交換会には、田島関税局長をはじめ関税局幹部のご出席を得て、岡藤日本通関業連合会会長以下、 各役員と各通関業会の現状及び当面の課題等について意見交換が行われました。

岡藤会長及び田島関税局長との挨拶並びに意見交換会の概要は以下のとおりです。



岡藤会長ご挨拶

本日は、田島関税局長をはじめ関税局の幹部の皆 様方には、ご多忙の中、ご出席を賜り、心から御礼 を申し上げます。

また、ご当局におかれましては、常日頃より、連 合会並びに各地区通関業会の事業活動に対しまし て、格別のご理解、ご支援を賜っておりますことに 対しまして、この場をお借りして厚く御礼申し上げ ます。

はじめに、この度の「令和2年7月豪雨」におい て被災されました皆様に、心からお見舞い申し上げ ますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し 上げます。

さて、昨年末、中国・武漢で発生した新型コロナ



ウイルスは、その後世界各国に感染が拡大し、本年 3月、WHOは新型コロナの流行をパンデミック(世 界的大流行)と認定したところでありますが、6か 月が経過した今日においても、感染者数は増加の一 途を辿っており、世界の経済活動に急ブレーキがか かり、2020年4~6月期は日米欧ともに戦後最悪 のマイナス成長になったことが、先月OECD(経済 協力開発機構)から発表されました。また、新型コ ロナウイルスの感染拡大は、世界経済の成長の裏付 けとなってきた経済のグローバル化にもブレーキが かかり、人の移動に加えてモノの移動にも大きな影 響を与え、貿易量は大幅減となっています。

このような未曽有の状況の中、通関業が社会の機 能を維持するのに不可欠な「エッセンシャルサービ ス」の一つとして、従業員の感染防止に細心に注意 を払いつつ、国民生活に必要不可欠な食料品や生活 必需品、マスク、消毒液などの医療物資の円滑な通 関に努めてきているところです。通関士には、こう したエッセンシャルな仕事に従事しているという自 覚と、こうした通関士に対する会社内及び社会にお ける正当な評価が重要であろうと思っています。会 長として、従前にも増して通関業、通関士が正当な 評価を受け、社会的認知度が高まるよう努力して参 りたいと考えておりますが、関税当局にもご支援の

程をよろしくお願いします。

一方で、新型コロナは、経済社会活動のみならず 生活行動の面においても大きな変革をもたらしつつ あると感じています。従前、仕事は会社に出勤して 行うのが当たり前でありましたが、新型コロナの感 染拡大により、否応なく在宅勤務やリモートワーク が求められ、また、従来、会議、打合せと言えば対 面が当たり前でありましたが、パソコンやスマホを 使用したリモート会議が中心となりました。このよ うな状況の中、関税当局におかれましては、政府の 緊急事態宣言に先立ち、通関士の在宅勤務に関する 弾力的運用を発表していただきました。これにより、 通関業の事業継続(BCP)の面で心強い武器を得 ることができたと評価しています。これまでに、通 関営業所及び通関士等全体の3分の一が在宅勤務を 申請したと伺っておりますが、新型コロナが終息す るまでには、未だ相当の時間を要すると思われます ので、弾力的運用の更なる継続をお願いします。い ずれにせよ、ご当局の迅速かつ的確な対応に感謝を 申し上げたいと思います。

先般、関税局から「スマート税関構想2020」が 公表されましたが、早速、私も拝見させていただき ました。行政当局がいろんな角度から現状を分析し、 中長期ビジョンを策定すること自体、大変珍しいこ とかと思いますが、「貿易の健全な発展と安全な社 会、そして豊かな未来を実現するために世界最先端 の税関を目指す」という目標に大変感銘を受けまし た。税関と我々通関業はパートナーとして、この目 標に向かって取り組んでいく必要があると思ってい ます。この観点から、先ほど「業務課との意見交換 会」の中で、当該レポートを作成された税関調査室 の鈴木室長様から構想の概要説明をしていただきま した。我々通関業としても、何ができるのか、何を しなければならないのか、調査、研究をして参りた いと考えています。

本日は、年に1回の「関税局長との意見交換会」 ということで、各地区通関業会の会長・理事長にも 参加いただいており、これから各地のトピックスな どを発表してもらいますが、有意義な意見交換を祈 念致しまして、冒頭私の挨拶とさせていただきます。 どうもありがとうございました。

田島関税局長ご挨拶

7月の異動で局長を拝命した田島でございます。 どうぞ宜しくお願いいたします。

岡藤会長はじめ皆様方におかれましては、日頃か ら関税政策、また税関行政に関しましてご理解とご 協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

また、本日はこのような貴重な機会を頂きまして 誠にありがとうございます。

先ほど、岡藤会長からのご挨拶にもありましたが、 新型コロナウイルスの感染、加えまして豪雨等によ る被害が頻発しています。

私は、近畿財務局長の1年間、大阪で勤務する機 会がありました。赴任前に聞いた話では、「大阪に は台風は来ない」ということでありましたが、赴任 中に3回も台風の直撃を受けてしまいました。その うちの1回が関空に大きな被害をもたらした台風 21号でした。近年、自然災害はどの地域でも起こ り得るという感じを持っており、一たび起きると甚 大な被害が発生するのが最近の傾向です。

関税局・税関では、新型コロナや自然災害により 被害を受けた方に対し、各種申請又は関税の納付等 に関する期限の延長等、柔軟な対応を行ってきてい



るところです。

今後とも、新型コロナのみならず自然災害等でお 困りのことがございましたら、関税局・税関にご相 談頂ければと思います。

私は、今から10年前に関税局業務課長を務めま したが、その時に鈴木前会長をはじめ日本通関業連 合会の皆様とお付き合いさせていただいたことを今 でも鮮明に憶えております。また皆様とこうしてお 会いできることを大変嬉しく思っております。

財務省は経済を司る役所と言われておりますが、 その中で唯一物流を担当する部署が関税局・税関で あります。

関税局・税関の仕事として、社会悪に対する取り 締まりをきちんと行うことは重要でありますが、世 界と熾烈な競争をされている民間企業の取り組みに 対応して、役所側においても確りと迅速かつ円滑な 対応に努めることが日本の国益に適うものと考えて おります。

こうした観点から、業務課長当時、民間の皆様と 忌憚のない意見交換を行うことが重要であると考 え、パイプ作りをさせて頂きました。

今回、10年振りに関税局長として戻ってまいり ましたが、当時の考えと全く変わりません。

現在もそのような取り組みは行われているようで すが、是非とも引き続きざっくばらんな意見交換を お願いしたいと思います。その中で、良い意見等が

あれば我々としても積極的に実現していくことにし たいと思います。

本年6月、関税局において取りまとめました「ス マート税関構想」についても、今後具体化を進めて いく上で、皆様方からの意見をお聞きしながら、進 めることが大切と考えています。

以上、簡単ではございますが、今後とも変わらぬ ご理解、ご協力を頂くとともに、皆様方と連合会の 一層のご発展、また皆様方の益々のご健勝を祈念い たしまして私の挨拶とさせて頂きます。

意見交換の概要

田島関税局長の挨拶に引き続き、各通関業会の会 長・理事長から各通関業界の現況やトピックスとして

- ・新型コロナウイルスの影響等について
- ・業会アンケート結果について

等について紹介し、その後意見交換を行いました。



関税局業務課との意見交換会

(一社)日本通関業連合会は、9月11日(木)関税局長との意見交換会に先立ち、関税局業務課との意 見交換会を開催しました。

意見交換会はでは、奈良井業務課長の挨拶の後、関税局側から当面の課題について説明があり、その後 活発な意見交換が行われました。

奈良井業務課長の挨拶及び意見交換の概要は以下のとおりです。



業務課長挨拶

関税局業務課長の奈良井でございます。

本日は、このような貴重な機会を設けていただき、 ありがとうございます。

また、岡藤会長をはじめ役員の方々並びに会員の 皆様におかれましては、日頃から関税政策・税関行 政に関しまして、ご支援・ご協力をいただいている ことに対し、この場をお借りしまして、改めまして 厚く御礼申し上げます。

本日は、関税局の各担当より「スマート税関構想」、 「電子申告ゲート」、「新型コロナウイルス感染症対 応」について、ご紹介させていただく予定です。

後ほど担当からご説明さしあげますが、関税局・ 税関においては、新型コロナウイルス感染症に関し、



様々な対応を行っております。

このうち、通関業務の在宅勤務に係る柔軟な対応 については、皆様からのご要望が迅速に関税局に届 いたことにより、早期に対応を行うことができました。

こうした対応は、引き続き、実施してまいります が、この他にも必要な対応等がございましたら、関 税局・税関にご相談いただければと思います。

昨年、この意見交換の場におきまして、皆様から、 税関の事務に不統一をはじめとして、様々なご意見 をいただきました。

これを踏まえ、不統一の実態の把握、皆様のニー ズの把握等を行うため、各地区において、各地区通 関士部会の皆様とより実務者レベルでの意見交換を させていただき、頂きましたご意見を踏まえ、税関 の事務に不統一が生じることのないよう対応を行う とともに、ご要望いただきました事項に関し、可能 なものについては早期の実施してまいりました。

意見交換の実施にご協力いただきました各地区通 関業会の皆様にこの場をお借りして御礼申し上げます。

私といたしましても、このように通関手続を担う通 関業者の皆様と緊密な連携を図り、皆様のご意見・ご 要望を踏まえ、対応を行っていきたいと考えております。

そのため、皆様とざっくばらんな意見交換ができ る本日のような機会は、極めて重要であると考えて おりますので、忌憚のないご意見を、どうぞよろし くお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、私の挨拶をさせて いただきます。



意見交換の概要

関税局業務課等から

- ・「スマート税関構想2020」について
- ・「税関検査場電子申告ゲートの概要」について
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る輸出入通関 手続等について
- ・通関業務の在宅勤務等の開始に係る柔軟な対応に ついて

の説明の後、連合会役員から多くの質問が出され、 関税局から丁寧な説明がありました。

[配付用]



~貿易の健全な発展と安全な社会、そして豊かな未来を 実現するために世界最先端の税関を目指します~

> 令和2年9月 財務省関税局

~はじめに~

税関は、「安全・安心な社会の実現」、「適正かつ公平な関税等の徴収」及び「貿易円滑化の推進」という三つの使命を果たし、貿易の健全な発展と安全な社会の実現に努めています。

この30年間、貿易額や訪日外国人旅行者数が増大してきましたが、今般の世界的な新型コロナウイルス感染症の流行、今後予定されている東京オリンピック・パラリンピック等の開催に加え、越境電子商取引の更なる進展、社会構造の変化等、<u>税関を取り巻く環境は今後も大きく変化し続けることが予想されます。</u>

そのような中、<u>関税局・税関は、税関業務の高度化・効率化を進めるとともに、利用者への</u>一層の利便向上を図り、20年後、30年後も国民の期待に応えられるよう取り組んでいく必要があります。

また、将来における環境変化に対応していくためには、<u>関税局・税関の職員一人ひとりが自らアイデアを出し、業務改善を考え、将来像について考えていく文化を醸成していくことが重要</u>であると考えています。

このため、関税局において、AI等先端技術も導入し、引き続き税関の三つの使命を適切に果たすとともに、国民の視点に立って、税関手続等における利便性の向上を図る等により、「貿易の健全な発展」、「安全な社会」、そして「豊かな未来」を実現する「世界最先端の税関」を目指す税関行政の中長期ビジョン「スマート税関構想2020」を取りまとめました。

1. 中長期的に予想される環境変化

SP貨物に係る輸入の許可・承認件数の推移 <u>1. モノの流れ</u> ▶ 越境電子商取引の拡大 ➤ EPAの締結及びFTA比率の拡大 20,000 ▶ 船舶の大型化及び海上輸送網 1,,,,, の構築 2. ヒトの流れ ▶ 訪日外国人旅行者数の増加 (2030年:6,000万人目標) ▶ 日本人の海外旅行者数の増加 ²⁰⁰⁰ 3. カネの流れ ▶ 暗号資産の出現 ▶ キャッシュレス化の推進 出典:一般社団キャッシュレス推進協議会「キャッ マップ2019 (2019年4月) 19代章

4. 社会構造の変化/災害リスク等

- ▶ 総人口及び労働力人口の変化
- > 働き方改革
- ▶ 災害リスク等への備え



5. 先端技術の進展

- AI等先端技術の活用
- ▶ 第5世代移動通信システム(5G)のサービス開始
- ▶ 貿易分野への分散台帳技術の活用

6. 国際治安情勢の変化

- ▶ 継続する国際テロの脅威
- ▶ 北朝鮮による密輸の巧妙化
- ▶ 国際犯罪組織の活発化及び犯罪の巧妙化

11. 税関業務の多様化・複雑化に伴う対応

貿易円滑化の推進

- ✓ 環境変化に対応した貿易円滑化の確保
- ✓ EPA税率の適用における利用者利便の向上
- ✓ 観光立国への更なる貢献

適正かつ公平な関税等の徴収

- ✓ EPAに係る適用税率の確認への対応
- ✓ 脱税対策及び不正還付対策の一層の強化 ✓ 密輸手口の巧妙化等への対応

安全・安心な社会の実現

- ✓ テロ対策・北朝鮮制裁措置の実効性確保
- ✓ 輸出における取締強化

Ⅲ. 中長期ビジョン及び施策(効果①)

「スマート税関構想」が目指す将来像 海外旅行者への効果

予想される環境変化: 訪日外国人旅行者数及び日本人海外旅行者数の増加



Can be (実現するための取組)

- 出入国在留管理庁等の関係省庁との連携・情報共有の強化
- Eゲート用アプリの改善及び利用向上のための周知
- 納税のキャッシュレス化

Ⅲ. 中長期ビジョン及び施策(効果②)

「スマート税関構想」が目指す将来像 貿易関係事業者への効果

予想される環境変化:越境電子商取引、EPAの締結及びFTA比率の拡大等



Can be (実現するための取組)

- 税関手続の一層のデジタル化
- 自動応答プログラム等を活用した相談対応、税関ホームページの改善、EPA利用者への支援等による利用者の利便向上
- 税関検査のオートメーション化

л

Ⅲ. 中長期ビジョン及び施策(効果③)

「スマート税関構想」が目指す将来像 税関職員への効果

予想される環境変化:モノ、ヒト、カネの流れ及び社会構造の変化、先端技術の進展、 国際治安情勢の変化等による税関業務の多様化・複雑化



Can be (実現するための取組)

- 関係機関、貿易関係事業者、外国税関等との情報連携の拡大・強化
- 災害等非常時に強いシステムの導入
- AI等先端技術の活用の検討・検証の推進、研修の充実、働き方の改革
- 監視取締りにおける先端技術(無人航空機、衛星情報等)の活用の検討等

スマート税関構想2020(税関行政の中長期ビジョン)の概要



🥘 財務省 税関



Solution

(利便向上策)

貿易の健全な発展と安全な社会、そして豊かな未来

を実現するために<mark>世界最先端の税関</mark>を目指します

貿易関係事業者や旅客等へ、税関手続におけるコンプライアンス や利便性の向上を図るためのソリューションを提供することにより、 一層適正かつ迅速な通関を確保することを目指します。

- ① 自動応答プログラム等による24時間365日の質問相談への対応
- ② 税関検査のオートメーション化による一層の迅速通関の実現



Multiple-**A**ccess (多元連携)

関係機関、貿易関係事業者等との情報連携を拡大・強化し、水際取締りの 強化と貿易円滑化の両立を一層進展させることを目指します。

- ① テロ対策等の観点から情報収集を強化するとともに、貨物や旅客に関する事前情報
- (PNR等)を一層迅速かつ適切に入手・活用 情報収集の更なる効率化のため、インターネット上の情報を自動収集するウェブクローリ ング技術の活用を検討



Kesilience (強靱化)

社会構造の変化や災害リスク等に備え、税関手続における利便性を確保しつつ、税関行政を持続・発展させていくことを目指します。

- ① 海岸線等における効率的・効果的な監視取締りを確保するため、無人航空機(ドローン 等)や衛星技術の活用を検討
- ② テレワーク環境の強化など、柔軟な働き方のための環境を整備



echnology & Talent (高度化と人材育成)

税関業務にAI等の先端技術を積極的に取り入れ、利便性の創造や一層の 効果的・効率的かつ先進的な取締りの実現等、業務の高度化を目指します。 また、その活用に併せ人材育成、業務見直し、職場環境の改善を目指します

- ①通関審査や事後調査を支援するため<u>ビッグデータのAI解析を開始</u>
- ②AIによるX線検査画像審査支援
- ③定型的業務の自動化・効率化を図るため、RPAの導入と対象業務を拡大
- ④ NQR装置 (覚醒剤隠匿探知装置) の調査研究を推進し、早期実配備を目指す ⑤AI等先端技術導入のための検討体制の整備及び人材の育成・確保



Ⅲ. 中長期ビジョン及び施策①

olution(利便向上策)

貿易関係事業者や旅客等へ、税関手続におけるコンプライアンスや利便性の向上を図るため のソリューションを提供することにより、一層適正かつ迅速な通関を確保することを目指します。

主な施策

● 携帯品申告書の電子申告化などにより 税関関係手続のデジタル化を推進

▼ Eゲート(税関検査場電子申告ゲート)





■ 関税・消費税等の納税におけるキャッシュレス化への対応として、 クレジットカード等による納税環境を整備

● 自動応答プログラム等の活用による質問・相談への対応



● 税関検査のオートメーション化による通関の一層の迅速化

Ⅲ. 中長期ビジョン及び施策① Solution (利便向上策)の工程表 <短期> <中長期> 2023年度 2029年度 2025年度(令和7年度) [NACCS及びCIS更改] 2020年度(令和2年度) 2021年度(令和3年度) 2022年度(令和4年度) [入国旅客に係る税関手続の一層のデジタル化] 出入国在留管理庁等の関係省庁との連携・情報共有の強化 (併せて個人情報保護法を踏まえた情報共有の在り方を検討) 入国旅客の税関手続の デジタル化の進展及び空 港のワンストップ・ワンスオ ンリーの実現 Eゲート用アプリの改善及び利用向上のための周知 一層円滑な税関手続の実現 納税のキャッシュレス化 [その他の税関手続の一層のデジタル化] 層円滑な税関 書面による申請又は処分通知となっている手続(減免税手続、知的財産侵害疑義物品に係る認定手続等)のデジタル化の検討 手続の実現 [利用者のための利便向上] 税関ホームページの改善 自動応答プログラム等を活用した相談対応の検討 税関手続の利便性の 更なる向上 EPA利用者のための支援体制整備、EPA説明会の開催、支援ニーズの把握及びEPA関連情報の発信強化 EPA適用貨物に係る一層の貿易円 滑化の実現 [越境電子商取引の更なる進展に対応するための通関手続及び通関体制の改善] 税関検査場における貨物の検査工程のオートメーション化の検討 小口貨物に特化した申告手続又は通関体制の検討 (併せて電子商取引プラットフォーム事業者等からの事前情報の入手拡大及び業務量の変動に対応した審査・検査の 小口貨物の一層適正かつ 迅速な通関の実現

Ⅲ. 中長期ビジョン及び施策②

Multiple-Access (多元連携)

関係機関、貿易関係事業者等との情報連携を拡大・強化し、水際取締りの強化と貿易円滑化の両立を一層進展させることを目指します。

主な施策

在り方を検討)

- 関係機関、貿易関係事業者等の民間事業者、大学等研究機関や 外国税関等との<u>連携を更に拡大</u>し、協力関係を深化
- テロ対策等の観点から<u>情報収集を強化</u>するとともに、 **貨物や旅客に関する事前情報を一層迅速かつ適切に入手・活用**り
- 情報収集の更なる効率化のため、インターネット上の情報を自動収集する ウェブクローリング技術の活用を検討



Ⅲ. 中長期ビジョン及び施策② Multiple-Access (多元連携)の工程表 <短期> 2025年度(令和7年度) [NACCS及びCIS更改] 2020年度(令和2年度) 2021年度(令和3年度) 2022年度(令和4年度) [関係機関との更なる連携] 積極的な情報共有 何望から同様大円 個人情報保護法を踏まえた情報共有の在り方の検討 人材育成における協力関係の強化 各港湾の開発・発展状況に対応した大型×線検査装置の先進的な活用方法等の検討 [事業者との更なる連携] AEO制度の利用拡大への取組 スニンリッスペイリカリュハ、ベンリス別は 貿易関係事業者におけるコンプライアンスの確保とパートナーシップの強化 電子商取引プラットフォーム事業者等からの事前情報の入手拡大の検討 貨物・旅客に係る情報収集(事前情報及びその他の情報)の強化 情報連携の拡 「大学等との連携] 水際取締りの強 化と貿易円滑化 の両立の一層の 合同研究を通じた先端技術の活用策の検討 進展 [外国税関等との更なる連携] 外国の税関、関係取締機関等との協力の強化 国際協力の模索、我が国の施策の発信・議論への貢献 クルーズ船旅客の事前情報の入手・活用に係る国際的議論への貢献 テレビ会議システム等の配備による協力関係強化 [情報収集のための技術の活用] ウェブクローリング技術の活用の検討 新技術を活用した情報収集の更なる効率化の実現 その他の新技術の活用の検討

Ⅲ. 中長期ビジョン及び施策③

Resilience (強靱化)

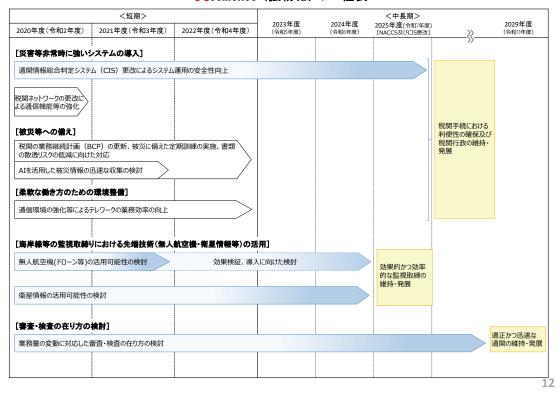
社会構造の変化や災害リスク等に備え、税関手続における利便性を確保しつつ、税関行政を持続・発展させていくことを目指します。

主な施策

- 災害等非常時に備え、新たな技術の動向にも注視し、システムの一層の強靱化に向け検討
- 被災等に備えて、過去の被災等における経験の共有を継続するとともに、業務 継続計画(BCP)を適時に更新
- 毎岸線等における効率的・効果的な監視取締りを確保するため、無人航空機(ドローン等)や衛星情報の活用を検討
- 災害による物流への影響等が生じた場合においても、税関による統一的運用及び適正かつ円滑な通関を確保するため、審査・検査の在り方を検討

Ⅲ. 中長期ビジョン及び施策③

Resilience (強靱化)の工程表



Ⅲ. 中長期ビジョン及び施策④

Technology & Talent (高度化と人材育成)

税関業務にAI等の先端技術を積極的に取り入れ、税関手続における新たな利便性の創造や一層の効果的・効率的かつ先進的な取締りの実現等、業務の高度化を目指します。また、先端技術の活用に併せて人材育成、業務そのものの見直し及び職場環境の改善を目指します。

主な施策

● 税関業務を効果的かつ効率的に行っていくため、業務への先端技術の活用範囲 の検討やプライバシーの確保に留意しつつ、AI等先端技術の積極的な導入・利活 用に向けた研究を推進

【現在の取組】ビッグデータ解析技術を活用した通関審査及び事後調査の支援、AIを活用した X線検査画像審査支援、RPAの活用の検討、NQR装置(覚醒剤隠匿探知装置)の調査研究 【各国税関の取組】分散台帳技術(ブロックチェーン)、IoTなどの先端技術の活用・検討 【民間企業の取組】AIを活用した商標の真贋判定等の活用

● AI等先端技術の積極的な活用に向けた検討体制を構築しつつ、AI等先端技術 及びデータサイエンス分野に明るい人材を育成

Ⅲ. 中長期ビジョン及び施策④ echnology & Talent (高度化と人材育成)の工程表 <短期> 2025年度(令和7年度) [NACCS及びCIS更改] 2020年度(令和2年度) 2021年度(令和3年度) 2022年度(令和4年度) [先端技術の積極的な導入・利活用] 先端技術の取込みに向けた研究 ブロックチェーンやIoT等の税関業務への活用の可能性の検討 知的財産侵害物品の取締り等に有益なAIの活用方法の検討 RPAの活用(業務フローを見直しつつ、対象業務及び展開先を拡大)NOR装置(覚醒剤隠匿探知装置)の調査研究 層の効果的・ 効率的かつ先進 的な取締り及び AIの活用について、下記の取組だけでなく、他にも活用できる分野がないか広範囲の模索 業務の高度化の ビッグデータのAI解析(通関審査支援、事後調査支援)AIによるX線検査画像審査支援 クラウドサービスの活用の在り方の検討 クラウドサーヒスの活用のはカワクログであり 先端技術を使用した取締・検査機器の活用の研究・検討 「業務改革(BPR)の検討] 業務の最適化の 実現 先端技術の活用に併せた業務フローの見直し [検討体制の整備及び人材の育成・確保] 先端技術の導入・利活用へ向けた 着実な検討の実施 先端技術の活用に向けた関税局・税関一体となった検討の推進 税関自らの発意による民間技術・サービスとの融合やカスタマイズを視野に入 れた体制整備 先端技術及びデータサイエンス分野に明るい人材の育成及び確保 AI等先端技術及びデータサイエンス 分野に明るい人材の確保 [業務のデジタル化] 業務のデジタル化の推進及びデータ活用の検討 (併せてEゲート用アプリの改善及び利用向上の 先端技術及びデータを活用するための環境整備 (併せてFゲート用アブリの改善及び利用向上のための周知を実施し、書面によ 申請又は処分通知となっている手段のデジタル化を検討) [AIやシステムに関する技術支援] 対象税関の更な る効率化及び利便性の向上

(参考)

税関における先端技術の活用事例①

1. 日本税関の主な取組

税関業務の高度化、効率化のため、AI等の先端技術の更なる活用に向けた試行・検証を 積極的に推進。

ビッグデータ解析

- 税関に蓄積された輸入申告等の膨大な データ(ビッグデータ)を解析
- 審査・検査選定業務及び輸入事後調査立 入先選定業務等の支援への活用を検討



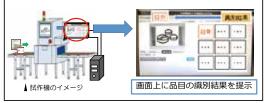
RPA (Robotic Process Automation)

• RPAを用いて、定型的な業務を自動化



X線画像の解析

• 貨物のX線画像を基にAIが貨物の品目を 自動識別してリスク判定を実施



NQR装置 (覚醒剤隠匿探知装置)

・旅客の体内や身辺に 隠匿された覚醒剤を、 ラジオ波を利用して 探知する検査機器



※NQR(Nuclear Quadrupole Resonance 核四極共鳴)装置: ラジオ波を照射し、共鳴して反射した電波を測定する装置。

15

(参考)

税関における先端技術の活用事例②

2. 諸外国税関の事例

x線検査の画像解析

貨物のX線画像をAIが自動で解析することで、貨物を開けることなく、貨物のリスクを判定することができる。

【オランダ税関】 EUによるACXISプロジェクト(Alを活用して、X線検査において自動で貨物内を検知するためのプロジェクト)に参加。当該プロジェクトでAlを活用した世界初のコンテナX線検査画像解析アルゴリズムを開発。現在、実証実験中。

顧認証技術

空港旅客に対して顔認証技術を活用することで、旅客の通関等を自動化することができる。

【豪州稅関】空港旅客に対して、顔認証機能を活用して出入国手続を自動化するスマートゲート(Smart Gate)を配備(8 つの主要空港で導入)。入国時は、同ゲートを16歳以上の日本、豪州、米国等の旅券を有する旅客が利用可能。出国時は、全ての旅客が利用可能。

【中国税関】 顔画像認識が可能な監視カメラを空港内の様々な税関エリアに導入。ブラックリスト旅客やハイリスク旅客を識別して警報するもの。現在、実証実験中。

ビッグデータ解析

申告情報等の蓄積された膨大なデータを解析することで、申告内容のリスク判定等を行うことができる。ブラジルや香港等で取り組まれている。

チャットボット

先端技術を活用した「自動会話プログラム」であり、税関における質問対応などに活用することで、 24時間365日、自動で質問に対応することができる。

【インドネシア税関】税関への問い合わせに対応するためチャットボットを導入。利用者がインド ネシア税関のホームページ上にあるチャットボットに質問すると自動で回答。

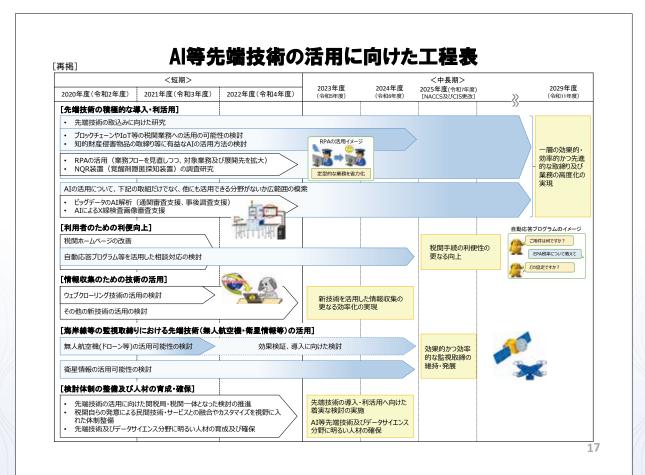
▼インドネシア税関HP上のチャットポット

<u>その他</u>

ブロックチェーン技術を貿易手続に活用することや、ドローンを港湾取締りに活用するなど、様々な先端技術の活用が海外税 関で検討されている。

出典: WCO「WCO Study Report on Disruptive Technologies」(2019年6月)、インドネシア税関HP(URL:http://www.beacukai.go.id/)

16



15 JCBA2.11

~我が国の未来のために~

国際貿易を取り巻く情勢は刻々と変化しており、様々な環境変化が予想される中、 税関行政の中長期ビジョンとして「スマート税関構想2020」を取りまとめました。

税関を取り巻く環境は、貿易の更なる拡大、社会構造の変化、先端技術の進展等、 今後も大きく変化し続けることが予想されるため、環境変化の状況を把握し、必要 な見直しを行っていきます。その際には、新型コロナウイルス感染症流行による環 境変化を見据えた新たな視点にも留意していきます。

将来的に、先端技術の活用により税関業務が高度化・効率化していく中で、ワークライフバランスも踏まえた業務運営方法の企画・立案や先端技術活用の適切な計画・維持・管理に注力できるよう人的リソースの育成を検討していきます。

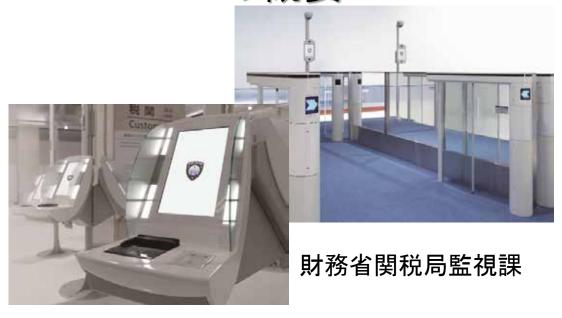
ここに掲げた各種施策へ取り組むにあたり、組織的なマインド"3つの I"(※)を持ちつつ、取り組んでいきます。

※ 3つのI(①Innovative(革新性)、②Inclusive(包括性)、③International(国際性))

私たち、関税局・税関は、一層安全で豊かな社会を実現させ、国民一人ひとりの幸せな未来を守るよう努めてまいります。



税関検査場電子申告ゲート の概要



税関検査場電子申告ゲート(Eゲート)とは?

税関検査場電子申告ゲート(Eゲート)とは?



税関検査場電子申告ゲート(Eゲート)とは?

- ▶2020年8月現在、成田(1、2、3ビル)、羽田(3ビル)、関西(1ビル北、2ビル)、中部(1ビル)、福岡、新千歳に導入。
- ▶2021年3月までに、羽田(2ビル)、関西(1ビル南)、中部(2ビル)、那覇に導入。

税関検査場電子申告ゲート(Eゲート)とは?

- ▶Withコロナにおいては、新型コロナウイルス感染症対策として、人・人の接触機会を軽減することが大事。
- ▶Afterコロナにおいては、多くの旅客の方にスムーズに、ストレスフリーで入国していただくことが大事。
- ※税関検査を受けていただくことがあります。

関税局業務課説明事項

- ○新型コロナウイルス感染症対策に係る輸出入通関手続等について
- ○通関業務の在宅勤務等の開始に係る柔軟な対応について

財務省関税局業務課令和2年9月

新型コロナウイルス感染症対策に係る輸出入通関手続等について①

(1) 令和2年3月3日から、新型コロナウイルス感染症対策に関連するマスクをはじめとした救援物資など、緊急に通関を行う必要のある貨物について、優先通関するとともに簡易な通関手続を実施(「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策-第2弾-」(令和2年3月10日閣議決定)における施策の一つ)。

(参考)新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策-第2弾-(令和2年3月10日閣議決定)

- (4)事態の変化に即応した緊急措置
 - 行政手続、公共調達等に係る臨時措置等
 - (一) 今般の新型コロナウイルス感染症対策に関連するマスクをはじめとした救援物資やライフラインを確保するための水・燃料など緊急に通関を行う必要のある輸出入貨物について、優先して通関するとともに簡易な通関手続等による対応を行う。
- (2) 令和2年5月11日に特定災害等の指定に関する告示を発出し、新型コロナウイルス感染症等により困難となっている申請・納付等に関する期限の延長等を可能とした。
 - ○「新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響についての特定災害の指定並びにこれにより相当な損害を受けた地域の指定に関する件」(令和2年財務省告示第122号)

本年2月1日以後に生じた新型コロナウイルス感染症等の影響により行うことが困難であった申請・納付等に関する期限を延長し、また関税関係手数料の軽減・免除等を可能としている。

新型コロナウイルス感染症対策に係る輸出入通関手続等について②

- (3) このほか、テレワークの支援を目的として、押印の省略や通関関係書類の原本提出猶予等の柔軟な対応などを実施。
 - ○押印に係る取扱い

輸出入申告の審査の際又は輸出入の許可後に提出を求めている書類のうち、輸出入者又は通関業者の押印が必要とされているものについて、新型コロナウイルス感染症の影響によりこれらの者の押印をすることが難しい場合には、その押印を省略。

○原本を書面により提出又は提示する必要があるものに係る取扱い

輸出入申告の審査の際に原本を提出又は提示することとされている書面について、新型コロナウイルス感染症の影響によりその審査の際に原本を提出又は提示することが難しい場合には、電磁的記録による提出を可能として

また、輸出入の許可の日の翌日から3日以内に原本を提出又は提示することとされている書面について、新型コロナウイルス感染症の影響によりその期限内の提出又は提示が難しい場合には、その期限について、輸出入者等の事情を勘案して税関が指定する日まで延長。

○利便の良い税関官署での申告

新型コロナウイルス感染症対策のため、本来申告すべき官署で申告することが難しい場合には、利便の良い税関官署での輸出入申告を可能としている。

○原産地証明書等の提出猶予の期限の弾力的運用 等

通関業務の在宅勤務等の開始に係る柔軟な対応について(1)

- ・通関業務の在宅勤務は、平成29年10月8日に施行の通関業法の改正に併せ、通関業法基本通達を改正し導入
- ・従来、通関業務の在宅勤務の開始に当たっては、労務管理や情報セキュリティ確保の観点から、就業規則・社内 管理規則の具備(※)を要件としているが、本年2月28日より、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間、 暫定的に柔軟な対応(これらの具備を求めない等)を実施(継続中)。
 - ※ 在宅勤務の開始については、厚生労働省のガイドラインにおいて就業規則を定めることが求められており、総務省のガイドラインにおいて 社内管理規則の備えることが求められていることを踏まえ、通関業の在宅勤務の開始についてもこれらを具備することを要件としている。
- ・今回の柔軟な対応においては、在宅勤務の他、通関営業所以外の自者の事務所等(いわゆるサテライトオフィス) において通関業務を行うことも可能としている。

(柔軟な対応に基づく申請状況)

※9月7日現在

(在宅勤務・サテライトの別)

		申請実績		総数	申請		
		累計	終了	継続	R2. 4. 1	割合	
法	人ベース	311	12	299	956	32. 5%	
営業所ベース		621	23	598	2, 065	30.0%	
対	象者ベース	4, 271	245	4, 026	16, 528	25. 8%	
	通関士	2, 939	156	2, 783	8, 320	35. 3%	
	その他の従業者	1, 332	89	1, 243	8, 208	16. 2%	

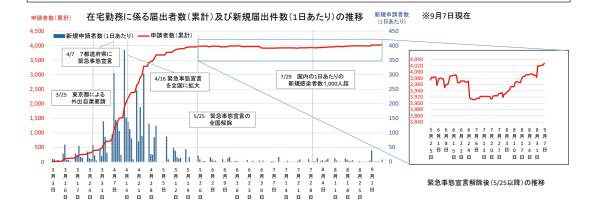
	対象者数			
	累計	在宅勤務	サテライト	両方
	4, 271	3, 150	520	601

(従来の手続に基づく申請状況)

	申請実績
法 人ベース	18
対象者ベース	75

通関業務の在宅勤務等の開始に係る柔軟な対応について②

- ・国内における感染者数が大幅に増加した3月下旬から4月にかけて、申請者数は大幅に増加。
- ・5月25日に緊急事態宣言が全都道府県で解除された後も、多少の増減はあるものの申請者数の累計についてはほぼ横ばい。9月上旬現在においても約4,000名で推移。



令和 **2** 年度

第3回理事会の開催

(一社)日本通関業連合会は、令和2年第3回理事会を9月11日(木)にホテルグランドアーク半蔵門において開催しました。

理事会は、定款の規定により、岡藤会長が議長を 務め、次の議案について審議が行われ、原案どおり 承認可決されました。

また、地域団体会員の会費見直し等についての説

明及び令和2年度事業計画の進捗状況についての報告がされました。

【付議事項】

議 案 ・「通関業の日」記念日行事に関する件(会 長特別表彰受賞者の選定について)

説明事項 ・地域団体会員の会費見直し等について

報告事項 ・令和2年度事業計画の進捗状況について





令和2年度

通関業の日」。記念式典

日本通関業連合会は、10月8日(木)に令和2年度「通関業の日」記念式典を品川インターシティホールで 執り行いました。

「通関業の日」は、平成29年10月8日の改正通関業法の施行を記念し、10月8日を「通関業の日」と制定し、本年で3回目となります。

当日は、「通関業の日」特別表彰の表彰式、中曽根平和研究所理事長藤崎一郎様による記念講演会が開催され、 多数の皆様のご参加をいただき執り行われました。なお新型コロナウイルスの感染拡大が収束されていない状 況を鑑み、懇親会は執り行わないこととしました。

1 「通関業の日」表彰式

午後4時から、品川インターシティホールにおいて、「通関業の日」特別表彰の表彰式が行われました。

「通関業会の発展並びに認知度向上に顕著な功績があったもの」として、長年長崎通関業会通関士部会の部会長を務めていただいた吉岡忠様をはじめ3名の方に感謝状を贈呈いたしました。

·吉岡 忠様 長崎通関業会(通関士部会顧問、 後藤運輸(株)顧問) · 板谷 勉様 函館通関業会(通関士部会部会

長、(株)栗林商会札幌支社運輸

営業部長)

・石井麻里様 (株)カーゴニュース編集部長・

副編集長

表彰式の模様及び受賞者の皆様からのお声は 「いいこときかくコーナー」をご覧ください

2 「通関業の日」記念日講演会

午後4時30分から午後6時00分の間、同ホールにおいて、「通関業の日」記念講演会を開催いたしました。

岡藤会長の挨拶、講師のご紹介に続き、ご来賓を 代表して田島関税局長より祝辞のご挨拶を頂きました。 講演会は、中曽根平和研究所理事長 藤崎一郎様 に講師をお願いしました。

講師の藤崎様は、外務省へ入省され、アジア局外 務参事官、在米大使館公使、北米局長及び外務審議 官を経て、2005年に在ジュネーブ国際機関代表部 大使、2008年に駐米大使を務められ、2012年に 外務省を退官されました。退官後は、上智大学特別 招聘教授・国際戦略顧問、慶應義塾大学特別招聘教 授を経て、現在は、中曽根平和研究所理事長、一般 社団法人日米協会会長などを務められております。

講演会では、外交官としてのご経験を基に「世界をどう読むか(中国、アメリカ、北朝鮮)」をテー

マに、それぞれの歴史の背景、昨今の国際情勢、米 中関係、北朝鮮問題などホットな話題について講演 頂き、大変興味深く、有意義な講演でありました。

講演会の聴講者は、財務省関税局幹部、関税局・ 税関OB、NACCSセンター様、通関業会の皆様な ど230名を超える方々が聴講されました。



藤崎一郎様



岡藤会長



田島関税局長



通関業会 だより

長崎港450周年

長崎港は、ポルトガル貿易船が入港した元亀2年(1571年)に開港し、令和3年(2021年)に開港450 周年を迎えます。

長崎港開港から江戸時代にかけての長崎の歴史は、重要かつ他の地にない独特なものであります。そこで、 今回は開港からいわゆる鎖国時代の長崎市内の主な貿易関連史跡等をご案内します。

■南蛮船来航の波止場跡

- ・ 開港当時、長い岬の先端部分 に波止場があった。
- 天正遣欧少年使節がローマに 向けて出航したもの、高山右 近らキリシタンがマニラに追 放されたのも、この波止場で あった。
- 長崎のいわれは、「長い岬」⇒「なんが岬」⇒「ナ ガサキ」に転じたとの説もある。





- イエズス会本部・奉行所西役所・海軍伝習所跡

イエズス会本部

長崎に新しい町が造られ各地のキリシタンが集まってきた。

キリスト教信仰の中心として岬の突端に小さな聖堂のサン・パウロ教会(岬の教会)が建った。その後長崎で一番大きな「被昇天の聖母の教会」が建って、イエズス会本部が置かれた。

奉行所西役所

• 奉行所は1633年東役所と西役所の二つになった。

海軍伝習所

- 幕府は海軍士官養成のため西 役所内に海軍伝習所を設けた。
- 教授にはオランダ海軍の士官等を招き、航海・造船技術や 西洋の近代的学問を教育した。
- ・勝海舟ら多数の幕臣や藩士が 派遣され、幕末から明治にかけて活躍した人材を 送出した。



■ 長崎奉行立山役所跡、長崎歴史文化博物館 ■

- 長崎奉行の役割の特徴として、当初のキリシタン 取締りから長崎貿易の管理へと力点が移行した。
- ・ 犯科帳は200年にわたる長崎奉行の判決記録であ り、抜荷(密貿易)事件が圧倒的に多かった。
- ・長崎歴史文化博物館は「海外交流史」をテーマに 長崎貿易・奉行所等の展示室のほか、一部に奉行 所が復元され「お白州」ではお裁きの寸劇が再現 されている。



■ 出島の水門=世界に開かれた窓

- キリスト教、密貿易を防ぐため人工島を築きポルトガル人(後にオランダ人)を収容した。
- ・明治期に周りが埋め立てられ、現在1820年代の 出島を復元中(扇型の出島を目指す)。
- なぜ、扇型?…三代将軍家光が扇を示して「このように致せ」といったとか。



■ 唐人屋敷

- 唐船の来航は最盛期に年間100隻を超え、中国貿易を管理するため造成した。
- ・敷地の周囲は、高さ7尺の練塀その外側に深さ幅 6尺の水堀・空堀を巡らし更に竹矢来で二重に囲

う等、密貿易、キリ シタンへの厳重な警 戒であった。

2階建の瓦葺き長屋 が20棟あり、2,000 人から3,000人の中 国人を収容した。



■ 長崎会所跡

- 長崎貿易は当初長崎の町人によって運営されていたが、会所設置後、幕府の官営事業となり、貿易等の利益の一部は運上金として幕府に上納された。
- ・長崎町民には、貿易利益の一部から年に二回の給

付があった。労働 力を確保し円滑な 貿易を行うための 制度であった。



■ 新地蔵跡、長崎新地中華街



新地蔵

- ・中国より来航した貨物は新地蔵に収容され、商人 や船員は手回り品のみで唐人屋敷に入った。
- 1698年の大火で唐船20隻分の貨物が焼失したため、貨物を火災等から守る人工島を造成した。土壁で囲まれ水門が4カ所あり、形状から碁盤島とも呼ばれた。

長崎新地中華街

・中華料理店など約40店舗が軒を並べている。



銅座跡

- ・主要な輸出品「棹銅」は、 大坂銅座で精錬され長崎 に搬送されていた。一時 期、長崎でも棹銅を鋳造 する銅吹所が設けられた。
- アダム・スミスの「国富 論」に「日本の銅はヨー



ロッパの銅山の価格に影響を与える」と記述がある。当時、日本の銅生産量は世界一。



木箱に収められた 棹銅(百斤)

■ 俵物役所跡

- 中国貿易の主要な輸出品であった俵物(イリコ、ふかひれ、干アワビ)を集荷、加工した役所である。
- 「天下の台所」大坂などに俵物会所があり、俵物は全国から集荷された。



■ ロシア使節の軍艦乗組員が 熱気球を揚げた地



● 主な出来事 ●

西暦	長崎の港・町の出来事
1571	長崎港にポルトガル船が入港 大村純忠 (我が国最初のキリシタン大名)、6つの町を整備
1580	純忠、長崎をイエズス会に寄進(長崎はローマになる!)
1582	天正遣欧少年使節長崎を出航
1587	豊臣秀吉、教会領長崎を没収し公領に(江戸時代、天領…長崎には大名も城もない)
1592	秀吉、長崎奉行を置く
1604	幕府、糸割符法制定(長崎等の商人に輸入品生糸の一括購入の特権)
1635	外国船の入港地を長崎 1 港に限定
1636	出島完成、ポルトガル人を収容
1637	(島原の乱)
1639	幕府、ポルトガル船の日本渡航を禁止(出島が空き家に)
1641	平戸のオランダ商館を出島に移す
1688	唐船、194隻入港(最高)
1689	唐人屋敷完成
1698	割賦会所を長崎会所と改称(会所貿易始まる)
1702	新地蔵完成
1715	幕府、長崎貿易新令発布(銅不足により長崎貿易を制限)
1725	銅吹所設置
1745	俵物役所設置
1803	アメリカ船、来航し通商を要求…拒否
1804	ロシア船、来航し通商を要求…拒否
1808	イギリス船、強行入港(フェートン号事件)(長崎港は福岡藩と佐賀藩の年交代で警護するも機能せず)
1855	海軍伝習所開設
1859	長崎・神奈川・箱館3港、開港



長崎開港 450 周年 SINCE 1571

(長崎通関業会)



いいこときかく

通関業界で働く人のためのネットワーク



- 会長特別表彰受賞者のご紹介
- ●日々是好日 女性通関士との意見交換会開催のご報告

会長特別表彰受賞者のご紹介

先のページでご紹介した通り10月8日の「通関業の日」記念式典が無事に終了しました。

今年度は3名の方に特別表彰を授与されました。 おめでとございました。当日会場で表彰状がお渡し できたのは石井様おひとりでしたが、後日皆様から のコメントをいただきましたのでご紹介させていた だきます。

祝

(株)栗林商会 札幌支社 板谷 勉 様より

この度は、名誉ある特別表彰を賜り、とても光栄に思います。

女性通関士委員会の発足に参画しましたが、委員長、役員他各メンバーの横の繋がり、その後の活躍は顕著であり、この栄誉は偏に函館通関業会 女性通関士委員会、通関士部会会員の皆様、そして、今まで指導して頂いた会社の諸先輩、同僚のお陰であると実感しております。

今後も多くの人たちにお力添えを頂きなが ら、通関業会及び会社の発展に寄与して参る 所存であります。

真にありがとうございました。



板谷通関士部会長と今井女性通関士委員長



後藤運輸株式会社 吉岡 忠 様より

このたび図らずも「通関業の日」特別表彰の栄に浴することになりました。 これもひとえに、永年にわたる皆様方のご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

長崎税関、日本通関業連合会、長崎通関業会、長崎通関業会通関士部会の多くの皆様には長年にわたりご指導とご鞭撻を頂き、長崎通関業会通関士部会長を24年間務めさせていただくなど、長きにわたり通関に携わってまいりました。

改めて感謝とお礼を申し上げます。

今後は、微力ながら業界の発展のために尽力いたす所存であります。

この度は誠にありがとうございました。



吉岡様と牧 長崎通関業会会長

祝

カーゴニュース 石井麻里 様より

このたびは思いがけず「通関業の日」の特別表彰をいただきましたことは、身に余る光栄で、日本通 関業連合会、各通関業会の皆様、取材でお世話になった通関業者の皆様にあらためて御礼申し上げます。 記者としての20年を振り返りますと、右も左もわからず、心もとなく社会人としての一歩を踏み 出した私を、最初に温かく迎えてくださったのが通関業界でした。

その後、「通関業及び通関士の今後のあり方に関する研究会」、「女性通関士支援ワーキンググループ」

への参加という貴重な経験を通じて、業界の 課題はより一層「自分事」となりました。

いま物流の様々な分野に取材を広げられた のも、通関業界の皆様がいつも温かく見守り、 力強く励ましてくださったからと感謝の念に 堪えません。

これからも通関業の取材をライフワークの ひとつとし、業界の皆様に少しでも恩返しが できるよう、取材に心を尽くしてまいります。 引き続きのご指導をよろしくお願い申し上げ ます。



岡藤会長と石井様



連合会理事との記念撮影

日々是好日

女性通関士との意見交換会におじゃましてきました!

連合会は現在、新しい女性通関士支援の在り方を模索している最中です。

これまで女性通関士ワーキンググループ活動を通して、機会あるごとに個社で開催される意見交換会にお邪魔してきましたが、今年度は新型コロナウィルスの感染拡大等の影響もあり、なかなか開催が難しい中、今回、(株)阪急阪神エクスプレス成田空港地区女性通関士の皆さんのご協力を得て、意見交換会を開催させていただきました(コロナ対策のため密を避けた少人数を厳守)。

10月28日晴天に恵まれた水曜日、久しぶりの遠 方への外出にやや緊張しながら電車を乗り継ぎ、まずは成田空港第2PTBに到着。

それまで電車の乗り継ぎに気を取られていたので すが、出発ロビーでコロナ禍の様子を目の当たりに しました。

世界の表玄関と言われる成田空港のはずが、現在は人気もまばらで閑散とした様子でした。また四六時中、行列が絶えないファーストフード店にも並ぶ旅客は無く、軒先には営業時間の短縮を告げる紙が貼られていました。

一方で警備ロボットがごみ箱をセンサーで点検している場面にも遭遇しました。警備ロボットの導入は、 人手不足解消を目的としていたと聞きますが今はコロ





ナ対策として立派に役割を担っている様子です。

空港利用者よりも空港を支える従業員の方が多い 現実に戸惑いましたが、このコロナ禍を懸命に乗り 越えようとしている空港関係者の意気込みをいたる ところで感じました。そして三里塚に向かいました。

車窓から見える風景は、高いバリケードや空港警備隊の宿舎跡など成田空港建設の激しい反対運動が社会問題化した名残もありましたが、それ以外は、のどかで穏やかな風景が続きました。

「あのコロナで大変な時期どうしてましたか?今はどう過ごしていますか?」の質問を抱えて、訪問先である(株)阪急阪神エクスプレス成田空港第二通関支店(三里塚)に到着しました。

同社の女性通関士の皆さんとお会いするのは、昨年の京浜通関支店に続き2度目です。ワーキンググループメンバーのおひとりを除き、初めてお会いする皆さんばかりで少し緊張して意見交換会に臨みました。

今回お会いした方々は、

成田空港第一通関支店の中元寺 恵美さん、大塚麻純さん。

中元寺さんは、時短を利用しながら働くママ通関士。 大塚さんは、前職パテシェから通関士へ転職した というご経歴の持ち主。

成田空港第二通関支店からは、堀越 明子さんと 斎藤 幸子さん。

堀越さん、斎藤さんともに子育て中のママ通関士。 そして京浜通関支店から片岡 照美さん。

片岡さんはワーキンググループOGとして今回、 進行役を担当していただきました。

片岡さんの前任地が成田空港地区ということもあり参加者の皆さんとは久しぶりの再会ということで した。



はじめましての私はやや緊張でしたが、すぐに打 ち解けることができました。

意見交換会のテーマは「在宅勤務と通関士の認知 度について」

まずは皆さんに「Q1:緊急事態宣言が出ていた 時コロナ禍の中でどうしていましたか?」

とお聞きしたところ、

- ●電車通勤は時差出勤等コロナ対策をしながら通勤 していた
- ●保育園受け入れ縮小協力により自宅待機していた
- ●在宅勤務のトライアルをした
- 成田地区は車通勤が多いため通常出勤する社員も 多く、事務所内3密を防ぐ、つい立て設置等を行った。 と状況が分かれました。

「Q2:在宅勤務の印象はどんな感じでしたか?」 に対しては、全員が

「働き方の選択肢が広がった。」

ということでした。

ただ、体験者からは

- ●課題は多くある。ペーパーレス化の為、画面での 書類作成審査に苦労した。
 - そして、
- ●在宅勤務をする前日にモニターとノート型PCの 持ち運びが大変だった

という苦労があったそうですが、それ以上にやはり 通関業務自体のペーパーレス化が進んでいないこと



が最大の課題であるという意見が目立ちました。

「Q3:在宅勤務のトライアルをしなかった方は、 何故ですか?」

●担当業務の内容によっては、在宅勤務のハードルは高い

とのことで、生鮮を担当している中元寺さんや大塚 さんからの意見は現場主体の生鮮チームにとって は、在宅勤務は現状難しい様子でした。

「Q4:在宅勤務している時、体調や気持ちはいかがでしたか?」

とお尋ねしたところ、マイナス面として

- 事務所とのコミュニケーションが難しく孤独を感じた
- ●周りに意見を聞けずプレッシャーを感じた
- ●子供がそばに居ながらでは、なかなか仕事に集中 出来なかった

プラス面として

- ●通勤時間が無くなり体調が良かった
- ●自分自身の時間が持てた
- ●仕事の幅が広がる可能性を感じた

などの声が上がりました。



現状、始まったばかりなので、「作業環境は職場がベスト、在宅勤務によるストレスは大」という方が多いように



感じました。(あくまで個人の感想です)!!!!!

かといってコロナ禍の前には戻れない現状と将来 を見据えて、「ニューノーマル (新常態)」に対応す る必要性は一致していました。

「Q5:在宅勤務に関して必要な情報はありますか?」との質問には

税関では画面による審査を行っていると聞きます。私たち通関士は、申告前に紙によるチェックを行っているので、ペーパーレスでのチェック方法を教えてもらいたい。コツなどがあれば、そのノウハウを是非教えてほしい。

との意見がありました。

これは確かに「なるほど」という意見でした。税 関職員が行う審査と、通関士が申告前に行う審査は、 目的はそれぞれ異なりますが、そのノウハウは勉強 になりそうです。

理想は、職場とサテライトオフィス、在宅勤務の 組み合わせというところでしょうか。

短い時間でしたが、お一人お一人が職務に真摯に



向き合っていることを認 識し、改めて敬意を持ち ました。

職場でランチを取ると きは、密を避けるため車 の中でお弁当を食べたこ ともあるという話もありました。

コロナ禍で今は人と距離を保つことが求められて

いますが、<mark>ネットワークや交流会は、必要</mark>ということが皆さんの一致した気持ちでした。

まとめ



- ●在宅勤務には、ペーパーレス化を進めるなど目に見えるツールが浸透していくことが重要
- ●同時に、急激な社会の変化の中で生じる孤独や不安などメンタルヘルスへの関心をより高めることが必要



意見交換の後、階下にある同社の「成田国際ロジスティクスセンター」の保税蔵置場を見学させていただきました。貨物のセキュリティとコンプライアンスの体制がしっかり整備されており、AEO認定事業者としての取組姿勢や厳しさがよくわかりました。保税蔵置場で輸出入貨物を直に見たことや、貨物の搬入から搬出までの流れについて説明していただいたことは、普段経験することができないので、とにかく新鮮でした。

意見交換会は、あっという間に終了時刻がきてしまい、認知度向上についてのフリートークがほとん

どできませんでした。

しかしながら「友人と会話していても通関士という職業を知らないことがほとんどなので、是非もっと大勢の人にこの仕事の身近さと奥深さを知ってもらいたい。」ということでした。

認知度向上に向けた活動は、女性通関士支援ワーキンググループでも取り組んできましたが、連合会として根気よく取り組む活動にしたいと思います。

今回、意見交換会開催にあたりご協力いただいた皆様、本当にありがとうございました。





見学でお世話になった東日本ターミナル課松田チーム リーダー、黒田課長、野平さん



上段: 志田業務調査役、戸林部長、大塚さん、堀越さん、吉田支店長(成田空港第二通関支店)、髙橋支店長(成田空港第二通関支店)下段: 中元寺さん、徳光、片岡さん、斎藤さん

経済産業省からのお知らせ

特定水銀使用製品の輸出入規制について(注意喚起)

経済産業省貿易経済協力局貿易審査課 製造産業局化学物質管理課

- 〇2017 年 8 月に発効した「水銀に関する水俣条約」(以下「水俣条約」という)を的確に実施するため、2018 年 1 月以降条約の規制対象となる特定水銀使用製品等を輸出入する場合は「外国為替及び外国貿易法」(外為法)に基づく経済産業大臣の承認が必要です。
- ○本年(2020 年)12 月 31 日からは、さらに**スイッチ・リレー**や**非電気式計測器**等の特定水銀使用 製品も承認が必要となります。
- 〇お取り扱いの際は十分ご注意頂くとともに、ご不明の点等ございましたら、経済産業省の担当 部署にご連絡下さいますようお願い致します。

特定水銀使用製品とは

- ・水銀使用製品のうち、水俣条約に基づく規制を行うことが特に必要なものとして「水銀による 環境の汚染の防止に関する法律施行令」第1条に定められた特定水銀使用製品及びこれらを部 品として使用する製品を指します。以下の表のとおり規制開始は2段階にわけて行われていま す。
- ・規制開始後は水俣条約附属書 A の柱書きに定められた<u>適用除外事項に該当する場合に限り、輸</u> 出入承認が可能となります。
- ・例えば、一部の半導体検査装置等には規制対象のスイッチ・リレーが使用されていますが、「水 銀を含まない実現可能な代替製品によって交換することができない場合」のみ、輸出入が承認 されます。

特定水銀使用製品名と規制開始時期

		品目	水銀含有量基準	規制開始日	
	酸化銀電池 (ボタン電池であるものに限る)		1%以上	平成30年1月1日	
電	空気亜鉛電池 (ボタン電池であるものに限る)		2%以上	平成30年1月1日	
池	アルカリマンガン電池 (ボタン電池であるものに限る)		基準なし(水銀を使用しないこと)	令和2年12月31日	
	上記以外の電池		基準なし(水銀を使用しないこと)	平成30年1月1日	
	スイッチ及びリレー		基準なし(水銀を使用しないこと)	令和2年12月31日	
	一般的な照明用のコンパクト蛍光ランプ(CFLs)		30W以下:5mg超		
蛍光ラン	一般的な照明用の直管蛍光ランプ(LFLs)		①60W未満で三波長形の蛍光体を用いたもの:5mg超 ②40W以下でハロりん酸塩を主成分とする蛍光体を用いたもの:10mg超	平成30年1月1日	
ブ※	電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ(CCFL) 及び外部電極蛍光ランプ(EEFL)		①長さ500mm以下: 3.5mg超 ②長さ500mm超1500mm以下: 5mg超 ③長さ1500mm超: 13mg超		
	一般的な照明用の高圧水銀蒸気ランプ(HPMV)		基準なし(水銀を使用しないこと)	令和2年12月31日	
	化粧品		基準なし(水銀を使用しないこと)	平成30年1月1日	
	物又はウイルスの に用いられる薬剤	マーキュロクロム液以外の薬剤	基準なし(水銀を使用しないこと)	平成30年1月1日	
HVJ IN	**	マーキュロクロム液	基準なし(水銀を使用しないこと)	令和2年12月31日	
	非電気式計測器 (気圧計、湿度計、圧力計、温度計、血圧計)		基準なし(水銀を使用しないこと)	令和2年12月31日	

※蛍光ランプの水銀含有量基準はいずれも1本又は1個当たり。

※※薬剤については、チメロサールを有効成分とする保存剤(チメロサール以外の水銀等を含むものを除く。)であって医薬品等に添加されるものを除く。 詳細は参考情報の URL を参照ください。

水俣条約附属書Aの柱書きに定められた適用除外事項

- ・市民の保護及び軍事的用途に不可欠な製品
- ・研究、計測器の校正及び参照の標準としての使用を目的とする製品
- ・水銀を含まない実現可能な代替製品によって交換することができない場合におけるスイッチ 及び継電器、電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ(CCFL)及び外部電極蛍光ランプ (EEFL)並びに計測器
- 伝統的な慣行又は宗教上の実践において使用される製品
- ・保存剤としてのチメロサールを含むワクチン
- ※適用除外事項は、輸出については「特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出承認について(輸出注意事項29第13号)」の「4輸出の承認の(3)」、輸入については「特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品の輸入承認について(輸入注意事項27第19号)」の「3輸入承認基準」)において規定されます。お取り扱いの製品が適用除外事項に該当するか否か等詳細は経済産業省にお問い合わせ下さい。

●参考情報●

①特定水銀使用製品一覧(製品と規制開始日)

https://www.meti.go.jp/policy/chemical management/int/files/mercury/products list.pdf

②「一般照明用」の定義及び用途等の表(一般社団法人日本照明工業会)

https://www.jlma.or.jp/kankyo/suigin/docs/suigin_lamp_youto.pdf

③特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出承認について(輸出注意事項29 第13号(H29.7.24))

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/03_law/download_yushutsu/20170816_minamatayusyutsusyonin.pdf

④特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品の輸入承認について(輸入注意事項27第19号(H27.11.11))

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/03_law/download_yunyu/20170810_tsutatsu_2-2_tokuteisuiginsiyouseihin.pdf

●相談・お問合せ先 ● (電話対応時間: 平日 (行政機関の休日を除く) の9時30分~17時 (12時~13時を除く)) 【水俣条約に関すること、製品に関すること】

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 電話:03-3501-0080 email: suigin@meti.go.jp

【輸出入承認手続に関すること(外国為替及び外国貿易法)】

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 貿易審査課 電話:03-3501-1659

各通関業会業務報告

東京

8月5日 8月期役員会(芝浦サービスセンター)

19日 通関士部会ホームページ分科会

ル 大井通関協議会女性連絡会(WEB会議)

26日 税関長表敬(会長、副会長)

9月2日 連合会事務局合同会議(WEB会議)

9日 大井通関協議会女性連絡会(WEB会議)

11日 連合会理事会(会長)

リ 関税局長・業務課長意見交換会(会長)

ル 通関士部会役員会(WEB会議併用)

16日 本関通関協議会女性部会(WEB会議)

23日 通関士部会ホームページ分科会

横浜

8月24日 通関士部会アンケート委員会

9月2日 連合会・各地区通関業会との事務局連 絡会議 (TV)

和云硪(IV)

14日 通関士部会三役会

28日~10月2日 通関従業者業務研修会中止

9月期 横浜地区本関地区等通関協議会中止

ル 横浜通関業会理事会中止

// 横浜税関・横浜通関業会との三木会中止

神戸

8月6日 神戸通関士部会 総務委員会(神戸通 関業会研修室)

神戸通関士部会 通関士資質向上委員会(神戸通関業会研修室)

27日 神戸通関士部会 定例役員会 (メール にて実施)

9月2日 事務局会議(連合会主催:神戸通関業

会 会議室)

4日 WEB会議トライアル (接続確認等)

10日 神戸通関士部会 総務委員会 (WEB 会議)

11日 関税局長との意見交換会・理事会(連合会主催)

27日 神戸通関士部会 定例役員会 (WEB 会議)

大 阪

8月19日 通関士部会 第48回総務委員会

川 通関士部会 第56回業務委員会

通関士部会役員会・税関担当官との連絡会

26日 大阪地区通関協議会(税関との通関事務連絡会及び定例会・役員会)

9月1日 通関士部会 舞鶴地区協議会

2日 (連) 事務局連絡会議 (テレビ会議)

11日 (連)「関税局長との意見交換会」、「関税 局業務課との意見交換会」及び理事会

16日 通関士部会 第49回総務委員会

リ 通関士部会 第57回業務委員会

通関士部会役員会・税関担当官との連絡会

24日 令和2年度第2回理事会及び大阪税関 幹部との連絡会議

29日 令和2年度(第2回)新任通関業務従業者研修

30日 大阪地区通関協議会(税関との通関事 務連絡会及び定例会・役員会)

名古屋

8月3日~5日 通関事務基礎科研修

9月3日 一木会・通関士部会幹事会

4日 清水支部原産地規則研修(浜松)

8日 本関通関事務研究会

" 清水支部通関士部会支部定例会

9日 清水支部原産地規則研修(清水)

10日 原産地規則研修(空港)

15日 清水支部沼津通関懇話会

16日 中部空港通関事務研究会

ル 四日市支部AEO制度研修

17日 西部通関事務研究会

" 清水支部通関事務研究会

18日 原産地規則研修

23日 清水支部浜松通関懇話会

24日 清水支部田子の浦通関事務担当者連絡 会【中止】

" 清水支部御前崎通関担当者連絡会

四日市支部通関士部会幹事会、通関事務研究会

29日 清水支部興津通関担当者連絡会

門司

8月6日 会員周知「一般照明用の高圧水銀ラン プの措置規則」にかかる周知

会員周知「消費税に係るインボイス制度導入について」

26日 会員周知「anewクラウドファクタリング紹介事業」(案内)

9月10日 会員周知 「通関業の日記念講演会」 (案内)

9日~18日 門司通関士部会役員会 (メール会議)

・通関十部会定時総会について

・「通関業の日」関連行事について

・今後の研修・会議のあり方について

11日 日本通関業連合会主催の理事会、関税 局長との意見交換会

・野畑会長出席

17日 会員周知「中華人民共和国(香港地域 及びマカオ地域を除く)産のトリス(ク ロロプロピル)ホスフェートに対する 不当廉売関税について」

23日 会員周知「中古農機具等の輸入検査に 係る植防立会いについて」

29日 会員周知「アンケート調査への協力について」(依頼)

長崎

8月6日 一般照明用の高圧水銀ランプの輸出入 禁止措置の案内

通関士専門研修(後期)の開催中止の 案内

ル 消費税に係るインボイス制度導入の案内

24日 連合会新規事業「ファクタリング紹介」 の案内

9月1日 NACCSヘルプデスク利用に関するア ンケート調査への協力依頼

2日 連合会「事務局連絡会議 (TV)」

8日 通関士試験における新型コロナ感染症 対策の留意事項の案内

11日 連合会主催「関税局長との意見交換会」 へ会長出席

16日 NACCS「通関業者に対する信用保証 事業」アンケート結果の案内

23日 輸入農業機械に対する植物防疫所の確認実施への協力依頼

29日 連合会「アンケート調査」への協力依頼

30日 第7次NACCS基本仕様説明動画配信の案内

函 館

8月7日 会員周知:消費税に係るインボイス制 度の導入について

24日 会員周知:連合会新規事業「ファクタ

リング紹介事業」について

25日~28日 通関業務連絡会(函館・小樽・千歳・ 札幌・釧路・苫小牧・石狩・八戸・秋 田)メールによる通知

9月19日 通関業連合会主催 通関士試験直前研 修・模擬試験(札幌)

28日 会員周知:税関の取締強化期間設定の お知らせ

29日 会員周知:酒税法改正に伴い内国消費 税等種別コード(輸入)のNACCS掲示板掲載について

の会員周知:輸出入申告官署の自由化及び新通関業法等に関するアンケート調査の実施について

24日~30日 通関業務連絡会 (函館・小樽・千歳・ 札幌・釧路・苫小牧・石狩・八戸・秋 田船川) メールによる通知

沖縄

8月19日 那覇港輸出貨物増大促進事業(荷主対象)実証実験R2事業への参加申込(交付申請)受付開始の連絡

9月17日 新型コロナウイルスの影響による定例 会議等の中止について (会員通知)

・10月開催の沖縄地区税関との通関連絡会

・10月開催の密輸撲滅キャンペーン

24日 会費見直し調査票の日本通関業連合会 への報告(平成29年度から3年分の 実績)

25日 連合会広報誌 (162号) の会員店社へ の送付

27日 那覇検疫所食品監視課からの通報メールの会員店社への送信(本年度上半期45件)

Deloitte.

デロイト トーマツ

HSコード検索エンジン 「Trade Search」無料トライアル受付中

- HSコードの特定を正確且つ効率的に行う
- リモートワークにも対応したクラウドベースの検索エンジン



Trade Search はデロイト トーマツ税理士法人が提供するクラウドベースの HS コード検索エンジンであり、通関業者、製造業者の DX/オンラインオペレーションを支援する IT ソリューションです。

「Trade Search」は無料トライアルを受け付けております。

ご希望の方は、下記の Website より、必要事項をご記入の上お申し込みください。 後日、当社担当者より連絡させていただきます。

www.deloitte.com/jp/tax/trade-search

Deloitte Trade Search





お問合せ

デロイト トーマツ税理士法人 間接税サービス (IDT)

間接税サービス www.deloitte.com/jp/indirect-tax

email info.idt-tech@tohmatsu.co.jp



松本 秀之 / **Hideyuki Matsumoto** ディレクター 間接税サービス



若山 慶/Kei Wakayama マネジャー 間接税サービス

デロイトでは Trade Search の他、関税業務をより自動化・効率化できる IT ソリューションを 2 つご提供しております。詳しくは <u>info.idt-tech@tohmatsu.co.jp</u>へお問い合わせください。

HSコードをグローバルレベルで管理し、 AIを用いて自動分類を行う

Trade Classifier

各国の将来関税率、原産地規則を把握し FTA/EPAの使い漏れを診断する

Trade Compass

通関業者の書類保管の強い味方



貿易関連書類電子保管業務

NACCS-DMS®

NACCS-DMS®は貿易関連書類を電子データで長期的に保管できるサービスです。

サービスイメージ 輸出入申告 >>> 輸出入 輸出入申告処理 許可 申告 通関業者様 O NACCS 手仕舞書類 **NACCS-DMS®** ✔ 自動保管 申告書等 アップロード 書類 通関依頼書類等 【提供する主な機能】 保管 >>> 手仕舞書類 許可情報等 電子保管機能 請求書等 ダウンロード 検索・ダウンロード機能 各種管理機能 <<< その他 輸出入許可通知書と関連付けて保管

| 活用方法のご紹介

NACCS-DMS®は様々なユーザー様の諸問題を解決することができます。



◆書類保管の諸問題を解決!!

- ○貿易関連書類を紙で保管していましたが、NACCS-DMSを導入することで 紙書類にかかる保管コストの削減に成功しました。
- ○特定の顧客の貿易関連書類だけを電子保管したいため、許可情報の自動保 管の機能を使用せず、必要の都度アップロードすることを考えています。

◆在宅勤務の諸問題を解決!!

- ○新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、税関へ相談し在宅勤務を始めることになりました。NACCS-DMSを導入することで、営業所に出勤している別の担当者が簡単に許可書を取得することができるようになりました。
- ○NACCS-DMSを導入後は紙で書類を持ち出すことがなくなり、 また過去の通関実績も見ることができて在宅勤務が容易になりました。



※取扱量の少ない通関業者様に、割安な共同利用プランを 日本通関業連合会経由で申し込むことができます。

お問い合わせ先



一般社団法人日本通関業連合会 業務部 電話 03-3508-2535 / メール n-dms@tsukangyo.or.jp



輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社 営業企画部営業推進課電話 03-6732-6130 / メール solution-pro@naccs.ip



詳しくは NACCS掲示板を ご覧ください

。いよいよ販売開始! サービスインは 令和3年2月1日予定!

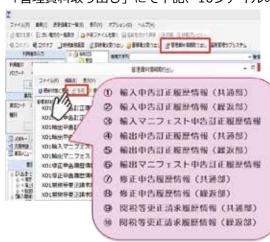
業務状況等分析業務

MACCS 輸出入申告訂正情報の分析サービス

本サービスは輸出入申告訂正業務等により、①誰が ②どの輸出入申告等の ③どの項目を ④どのように訂正したか客観的に把握することができるサービスです。

サービスイメージ

「管理資料取り出し」にて下記、10ファイルの情報が取得可能となります。





NACCSで処理された輸出入申告毎の訂正履歴 (訂正前と訂正後の情報)を収集・編集し、 お客様に週報(毎週月曜日)として提供いたします。

輸出入申告訂正情報の出力データイメージ

許可書には記載されない 口座番号、担保番号も 提供の対象です

②との甲省の	①誰か	③との項目を		V		
申告番号	通関士コード	輸入者コード	積出地コード	口座委号	担保番号	
1111111111110	1ATYO	AAAAAAAAAAA	KRICN -	000	$\Delta\Delta\Delta$	XXX
1111111111111	1ATYO /	AAAAAAAAAAA	KRINC 🚁	000	$\Delta\Delta\Delta$	XXX
111111111111	1ATYO	88888888888	KRINC	000	$\Delta\Delta\Delta$	XXX

※イメージ図で実際の出力順とは異なります。

上下で値の 比較が可能

④どのように訂正したか確認できます

こんなお悩みありませんか?



- 管理部門にて誤謬の把握・分析ができていない
- 誤謬の報告漏れが生じてしまっている
- 誤謬がなかなか減らない

サービスの特徴

NACCSだからできる、信頼あるデータの提供



- ・輸出入申告訂正業務の元データから抽出するため、カバー率は100%!
- ・CSV形式で配信することにより、お客様のニーズに応じて、データの加工も可能!

管理部門による訂正履歴の把握・分析などの作業負担が劇的に軽減



- ・一般的な輸出入申告の訂正だけでなく、予備申告時の訂正や輸出取止め再輸入、 申告撤回等も含め、NACCSで処理された訂正履歴情報の全てを把握できます。
- ・お客様が指定した利用者コードー箇所に向け、複数の事業所の情報をまとめて配信 することから、管理部門による集中管理・集中作業が容易に行えます。
- ・社内の誤謬報告の消込み、遠方の事業所の業務モニタリングなど、自主管理のツールに!

通関業務の品質の維持・向上や、社内教育へのサポート

- ・分析結果から、「課題を見える化」し、再発防止策の策定や業務手順の見直しを 行う等、より正確で質の高い通関業務実現に向けた自己改善の取組みに!
- ・実践的かつ効果的な現場教育となるよう、客観的な実データを踏まえ、「実際に身近な所で発生した"生きた教材"」として、活用していくことができます。

お問い合わせ先



輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社 営業企画部 営業推進課電話 03-6732-6130 / メール solution-pro@naccs.jp

詳しくは NACCS HP をご覧ください





発行所:一般社団法人 日本通関業連合会

東京都港区虎ノ門2-3-20 虎ノ門YHKビル8階 TEL: 03-3508-2535 FAX: 03-3508-7796

E-mail: jcba@tsukangyo.or.jp URL: http://www.tsukangyo.or.jp/

編集兼発行人:池 田 景 光

※本会報からの転載については、あらかじめご連絡下さい。